

## 平成28年度第2回東大阪市環境審議会議事要旨

1 日 時 平成28年10月18日(火) 午後2時～午後4時30分

2 場 所 東大阪市本庁舎18階大会議室

3 出席者

(委員)

黒田会長、益田委員、石井委員、津森委員、森委員、岩浅委員、山口委員、林委員、福永委員、安西委員、大原委員、松浦委員、阿蘇委員、福本委員、川口(泰)委員、中長委員

(事務局)

環境部 木下次長、環境企画課 谷課長、同課 高井主査、野山、山本、井上(青)

4 案件

- (1) 中間総括報告書(案)について
- (2) 施策及び事業の見直しについて
- (3) 評価方法の見直しについて
- (4) 今後の進行管理の在り方について
- (5) その他

5 要 旨

(1) 中間総括報告書(案)について

～案件(1) 中間総括報告書について事務局より説明～

(会長)

ただ今、事務局より中間総括報告書(案)の概略について説明がありましたが、この件につきまして、何かご意見等ございませんか。

他に無いようですので、続いて、案件(2)「施策及び事業の見直しについて」事務局から説明をお願いします。

(2) 施策及び事業の見直しについて

～① 第1節 健康で安心して暮らせるまちづくりについて事務局より説明～

(会長)

ただ今、事務局より説明がありました施策及び事業の見直しについて委員の皆様からご意見等をいただきたいと思います。特に本審議会では環境基本計画に掲載されている施策の見直しについて優先的に審議していきたいと思っております。

それでは、まず、12ページの「関係機関へのお阪モノレールの南進要請」については、既に大阪モノレールの南進が決定しているため、「大阪モノレールの南進」への変更を検討する必要があるとの説明でしたが、この通り変更してよろしいでしょうか。

(委員方)

異議なし。

(会長)

続いて、同じく12ページの⑤「大気汚染物質の浄化・排出ガス浄化施設の導入」については、第二阪奈有料道路限定であり、既に導入済みであるため、施策の削除を検討する必要がある説明とのことでしたが、事務局の説明通り削除するということがよろしいでしょうか。

(委員方)

異議なし。

(会長)

続いて、16ページの④「電波障害に関する申し出があった場合、事業者等に対する権利者等への説明及び協議の実施に関する指導」については、電波障害に特化した施策を実施する必要がなく、他の施策に統合するため、削除するとの説明でしたが、何かご意見等はありませんか。

問題なしでよろしいですね。

(委員方)

異議なし。

他に何か第1節に関して意見等はありませんでしょうか。

(阿蘇委員)

今回の見直しの中で、「削除」というのがあるあるのですが、削除の意味がよくわからなくて、少しモヤモヤしております。削除してしまえば、元の施策はなくなってしまうのでしょうか？事業もそうですが、やってなかったことになるのですか？折角皆さんが取り組まれているので、そういう記載をするべきだと思います。削除せずに、事業を実施して達成したんだという風に記載してみれば良いのではないのでしょうか。

(事務局)

削除という点でございますが、こちらが一括して進行管理を行う上で、実施している事業、実施していない事業を区別しておかなければ、進行管理しにくいというのがまず1つ目です、また、現時点で27年度や26年度の実績評価は出ておりますので、それが次年度では載っていないというものはその事業は終了ということになります。

(阿蘇委員)

では削除ではなく終了でいいのではないのでしょうか。

(事務局)

削除の意味としましては、計画の中に位置付けられている施策。事業というものは直接計画には書かれておりませんが、計画の理念の実現の為に実施しているものから、終了したので落とします、という意味です。

(阿蘇委員)

それはわかりますが、その落とし方に問題があるように思います。折角役所の皆さんや、ここにいるメンバーでも関わっておられる方もいらっしゃると思うのですが、何年度終了などではダメなのではないでしょうか。それを踏まえて次の年度は実施しないというのではいかかでしょうか。

(事務局)

このような環境審議会では議会報告などを行う場合は、表などで事業等は残しておいて何年度に終了という表記をすべきではないか、ということでしょうか。

(阿蘇委員)

皆さん協力して取り組まれているものなので、記録していただければと思います。

(益田委員)

14ページに未水洗家屋の早期水洗化へ向けての勧奨活動とありますが東大阪市全体で現在水洗化していないトイレは現在どれくらいあるのでしょうか。

(事務局)

正確な数は把握していませんが、約3000弱残っております。

(益田委員)

水洗トイレの意味合いとしては簡易トイレも含まれているのでしょうか？それとも直接下水道に繋がっているもののみでしょうか？

(事務局)

直接下水道に繋がっているもののみです。山の方とかは計画外になっております。

(益田委員)

都市域ではほとんど水洗化されている、ということですか？

(事務局)

太い管は入っています。

(会長)

他に何かご意見等はございませんか。

無いようですので、引き続き事務局から説明をお願いします。

～② 第2節 身近に自然とふれあえるまちづくりについて事務局より説明～

ただ今、事務局より説明がありました。先ほどと同様に施策の見直しについて審議を進めたいと思います。

まず、19ページの①「市内における自然保護行政の組織的整備の検討」については、現在、すぐに対応すべき課題や問題等が無く、今後は、国の動向を注視し、その必要性に応じて組織的整備の検討を進める必要があると考えており、施策は未実施となるが、今後の動向によるものとするとの説明でしたが、未実施の施策の取り扱いについて何かご意見等はございませんか。

(阿蘇委員)

自然保護の分掌は東大阪にはないのですか？

(事務局)

ここに書かれている自然保護というのは、特に自然の事を指しておりまして、里山の保護などの植物の自然保護の分掌は存在するのですが、生物の分野に対するものについては、事務分掌としては存在しておりません。

(阿蘇委員)

生物というのは昆虫や鳥のような生き物すべてを含んだ生態系の話ですよね？

(事務局)

そうです、生き物です。

(阿蘇委員)

植物はみどり景観課がありますが、昆虫や鳥などの生き物はないのですか？

(事務局)

生き物を専門的に扱っている部署は存在していない状況です。

(阿蘇委員)

それは大阪府の管轄だからという事でしょうか。

(事務局)

今のところほとんどの自然は生駒山の方に集中していると思いますが、公園自体は府の所管という形で、市の方が役割分担としては、そこに立ち入ることはない、といったところで市全体として生物に対する保護のほとんどが大阪府ということもあって集中的に対応する部署はないといった状態でございます。

(阿蘇委員)

大阪府は頑張っているけど、市レベルの話になると、そのような物は知らないといった冷たい対応をしているように感じます。大阪府は頑張っているのに、市はあまり府に協力を求められていないとなってますが。

(事務局)

府と市とで連携を図って様々なことを進めておるように私自身感じているんですが、それぞれ役割分担が存在しているので、より市民から近い立場にあるのが市ですので、そう

いったフットワークを活かした施策というものは市の方で行わせていただいているのかな、とは思いますが、この生物に関するものについては、先程から説明はさせていただいていますが、苦情がなければそれでいいのか、となってしまうかもしれませんが、各所管で今の体制で対応できるようなレベルの状況なのかな、という風には思っておりますので、それが市全体で当然取り組まないといけないというようになってまいりましたら、市でもそういった組織を整備した上で取り組まないといけない、とは思いますが、現状としてはそこまでの必要性は迫られていないのでは、という風には考えておりますので、先程のような説明をさせていただいた形です。

(阿蘇委員)

ただそこは考えが逆だと個人的には思います。東大阪には私が知っているだけでも沢山団体がありますが、窓口がないから、苦情が言えないのではないのでしょうか。施策にあるので、作らないといけないのではないですか。

(松浦委員)

今日も私たちは大阪府と一緒に水辺の学校という川をきれいにしよう、海をきれいにしようっていうところから始まった小学生対象の取り組みを行いました。大阪府の職員の方が市の方に、応援をお願いした時に「人がいません、その日は時間がありません」のような断り方をされたようで、府と市での取り組みを行ってないです。生活排水の取り組みを行う団体も市内で取り組みを行っていましたが、今は府を通りこして国の環境省との連携で行わざる負えなくなっています。そういう面でもやはりハード面だけでなく、もう少し市民団体が一所懸命頑張っているところに、耳を傾けてほしいです。

(福本委員)

新規事業については何年単位で行う予定でしょうか。それともう1点、出前講座は一旦廃止するとなっておりますが、今後いつ頃に出前講座を行う予定にされているのか、また今出前講座では成果が上がってこないから一旦は廃止するのか、それとも成果がここまで上がってきたから一旦廃止して新たな講座を行うのか、教えていただけますでしょうか。

(事務局)

環境基本計画の中間見直しということで、この計画は10年計画で、平成23年度から32年度までの計画という話を最初にさせていただいておりますので、そこまで実施致します。ただ、市の予算自体は毎年単年度会計としておりますので、計画を実施していくのにあたって、そことの兼ね合いもあると思います。予算を計上するにあたって、事業が進んで、今後継続していく必要性がないと判断した場合や優先順位の関係でなくなることも当然考えられますので、必ずしも32年度までとは言い切れない部分もあるとは思いますが、基本的には32年までと考えていただいて概ねいいと思っておりますが、様々な事情で事業自体が見直されることはあると思います。2点目の出前講座についてですが、出前講座は環境部でも複数行っていますが、それとは別にこちらは水道局が実施している出前講座になります。実績として23年度から挙がっており、年間6クラス～8クラス実施されておりました。

が、27年度はDVDの配布のみに終わり、29年度以降は内容を今検討中とのことですので、内容が未定の状態で5年間の計画に載せるのは難しいということで今回削除とさせていただいております。

(中長委員)

新規事業についてお尋ねします。これはもう既にみどり景観課で実施している事業ですよ？なぜそれをわざわざ新規として位置付けているのでしょうか？

(事務局)

今回見直しのヒヤリングを行っている中で、私どもが把握できていなかった事業もあり、その事業がこの計画の施策の推進に寄与する事業である場合については、元々実施されている事業についても、今回は新たに計画に位置付けられている事業ということにしておりますので、この様な記載をしております。

(中長委員)

例えば、みどり景観課で実施している花づくり学習会に今まで参加した団体は累計に含まれるのですか？

(事務局)

環境基本計画に位置付けてからではなく、今までの参加団体も含ませていただきます。

(益田委員)

2点あるのですが、1点目は学校園の屋上緑化を今後実施しないということ、と校庭の芝生化を要望がないため実施していないということですが、校庭の芝生化に関して、辞めるのは非常にもったいないと思います。もう1点のことと関係しますが、自然保護行政に関して、阿蘇委員がおっしゃったことに大変共感しました。文章から読むイメージは、例えば生駒山のような比較的自然が残されている状況での自然を保護することを大変強くイメージされており、しかもそれに対して市側が大変受け身でいらっしゃるようになります。東大阪市のような場所にあつては、都市の中で人口的に作られた自然であっても育てていけば大切な自然環境になると思います。育てていけば大変有能な環境を作りえる方法の中で最も簡単で且つ教育的な効果が得られるものだと思います。そのような屋上緑化や校庭の芝生化を諦めてしまうのは大変残念なことだと思いますし、自然保護行政というものを受け身でやっているからこういうことになるのではないかと、東大阪市の環境に対する考え方が、実際に担当部署がないから苦情が言えないとおっしゃっていましたが、積極的に環境というものに取り組んでいこうという姿勢が市の方に欠けているように感じます。学校園での施策に関しては、例えば屋上緑化や芝生化は大変手がかかります、メンテナンスが大変なのはその通りですが、これらは都市域で実施していけば温暖化に対する効果は非常に高いですし、実際に教育的な価値がものすごく高いものですので、自然環境を自分たちでどうやって作っていくかということをやはり行政が積極的な施策をとっていくべきだと思います。

(会長)

確かに担当の部署がないというのは、あまりにも受け身すぎると思います。例えばこの施策の見直しの件になりますけど、現在は環境企画課とみどり景観課が大阪府の依頼を受けているということで、まず施策の組織的整理を検討しなさい、というのをもっと積極的に担当部署を作る方向で見直していただければいいと思います。みどり景観課というものをみどりだけでなくもっと生物の方まで発展させていただければ、生物の多様性を含めた、分掌が出来るような組織を新たに作っていただければなと思います。担当部署がないから苦情も何もないだけで終わらせるわけにはいかないかな、とは思います。

他に何かご意見ございますか？

(岩浅委員)

東大阪市ではあまり聞かないのですが、枚岡や額田は生駒山に隣接していますよね、生駒山は結構イノシシが生息していて、街並みに下りてくるともあろうと思うのですが、そのような場合はどこが担当しているのですか？

(事務局)

イノシシの場合は農作物を荒らすという関係で経済部の農政課の方で駆除等の受付をして専門の方に委託する形を取っています。

(会長)

では次に、20ページの③「国、府、地元の大学や研究機関の調査などに参画」についても同様に、現在直ちに対応する必要課題が無く、今後は、国、大阪府、市民等からの要望に中止し、解決すべき課題等があれば調査への参画を検討する必要があると考えており、施策は未実施となるが、今後の動向によるものとするとの説明でしたが、未実施の施策の取り扱いについて何かご意見等はございませんか。

(福本委員)

先程の施策の中にもありますが、最初の文言にある、「市民からの苦情等もなく」とあるのですが、市民からどのような苦情があれば、施策として取り上げられるのでしょうか。例えば長瀬川のところには大変カメが繁殖していますが、それを見て可愛いと思うのか、カメがどんどん増えていって危険だと思うのかは人によって違います。危険だという意見を汲んで施策に取り上げるのですか？そうは思っていない方の意見は取り上げないのでしょうか？苦情という文言が少しわかりにくいのですがそのあたりはどうなのでしょう。

(事務局)

確かに沢山の市民等からの苦情という文言は使っております。この場合は苦情＝ニーズという言い方をしたらおかしいのですが、市民の方が困ってらっしゃるような声が多数ありましたら、市としても何らかの対応が必要だという風に考えていることからこの様な書き方をしております。少し例えがよくないんですが、ゴミ屋敷は実際市の方で担当する部署はありません。「ゴミ」って付いただけで環境部ではないかとよく言われますが、ゴミ屋敷はゴミを片付けたらいいだけではなく、ゴミ屋敷の原因を作っている方の内面のケアも

行わないといけないので、当然福祉部や、健康部と一緒にやらないといけないのですが、このような社会的に大きな問題になった場合は、市の方でここという部署はございませんが、環境部、福祉部、健康部、その他協働のまちづくり部等と連携をして、組織などを作ることはないですが、横の連携を図りながら、対応します。緊急の場合はそのような形で対応しておりますので、まず市民からの苦情というのは社会的な問題や、緊急を要する問題、生命に関わることや、財産が失われるなどの問題を指しております。

(福本委員)

そのような問題があれば、早急に対策は取れるのでしょうか？やはり時間はかかりますよね？条例 1 つにしても、施策 1 つにしても色んなところに提出して作るのだから、ニーズがあったからといってすぐに出来ますというわけでもないですよね？

(事務局)

はい、まさにその通りです。後は、市としての優先順位というのがやはりありまして、これ以外にも問題というのを本市でも抱えておりますので、先に優先度の高いものから手が付いてまいります。ちなみに来年度に組織機構が変わることを予定しておりますが、残念ながらこれは優先度が低いということですので、組織機構に盛り込めることはありません。

(会長)

③の「国、府、地元の大学や研究機関の調査などに参画」なんですけど、恐らくこれも担当部署がなく未実施ということで積極的に組織を作っていただく方向で、でその際に苦情という文言についても検討いただいて、同じく 20 ページの①「市域の自然環境情報の収集・公共工事や民間の開発事業の指導において配慮する仕組みの検討」についても同様に、現在、対応や規制の必要に迫られておらず、必要な状況になれば仕組みの検討を進めるため、施策は未実施となるが、今後の動向によるものとするとの説明でしたが、未実施の施策の取り扱いについて何かご意見等はございませんか。

特にないようですので続いて、22 ページの①「国や府と連携を図りつつ、ペット、その他として持ち込まれた外来生物の拡散防止や、みだりに植物や昆虫などを採集する行為を控えるよう啓発」についても同様に、現在、各所管課において必要な情報を収集し、啓発を実施しており、国や大阪府から要請があれば対応しているとの説明でしたが、未実施の施策の取り扱いについて何かご意見等はございませんか。

他に無いようですので、引き続き事務局から説明をお願いします。

～③ 第3節 魅力のある安全で快適なまちづくりについて事務局より説明～

事務局より説明がありましたが、まず、25 ページの④「空地の適正管理の啓発・不良状態の空地の是正指導や草刈り機の貸出」については、所管課では、現在、草刈り機の貸し



出しを行っていないため、草刈り機の貸し出し部分の削除を検討する必要があるという説明でしたが、削除するということがよろしいでしょうか。

(委員方)

異議なし。

(会長)

同じく、25ページの①「東大阪市景観計画及び景観条例の策定」についても、景観条例及び計画が策定されたため削除を検討する必要があるという説明でしたが、こちらも削除するということがよろしいでしょうか。

(委員方)

異議なし。

(会長)

次に、26ページの②「災害時の緊急避難経路確保のための生活道路の拡幅整備」については、地域防災計画上も必要な施策であることから、施策のあり方について検討を要するとの説明でしたが、未実施の施策の取り扱いについてご意見等はありませんか。

(岩浅委員)

布施のイオンの西側の道路を産業道路の方に拡張するということがかなり土地も買収されていますが、パーキングが真ん中にありまして、そこが退かないので拡張できない状況です。森河内の方にも中央大通りを拡張する計画はあるのですが、土地の買収が一向に進んでいないので、拡張する必要があるのか、と思わせるところが多々あります。小阪の駅前のメルシー街から大発ビルまでの拡張もありますが、何もかもやるという必要は別はないのかなと思います。

(会長)

とても大切なことだとは思いますが、環境基本計画の中で謳うことではないのかもしれませんが。避難経路確保という意味では非常に大事なことだとは思いますが、実際の担当部署ではないですから、扱いは非常に難しいです。実際には未実施だが重要なので項目としてだけ挙げておくということよろしいですか。

(事務局)

恐らく毎回報告する時にこの様な形になるかと、進捗状況はなかなか出せないかと思えます。

(会長)

同じく、26ページの③「水路跡地の利用について可能な限り緑道等の植栽整備」については、所管課の業務が水路跡地の植栽整備等まで至っていない状況であるが、快適に暮らせる環境をつくる上で必要な施策であるので、所管課に実施を依頼するという説明でし

たが、未実施の施策の取り扱いについてご意見等はございませんか。

このままでよろしいでしょうか。

(委員方)

異議なし。

(会長)

他に意見も無いようですので、引き続き事務局から説明をお願いします。

～④ 第4節 環境負荷の少ないまちづくりについて事務局より説明～

ただ今、事務局より説明がありましたが、この節では見直す施策は無いとのことですが、何かご意見等ございませんか。

(第4節は施策の見直し無し)

特に無いようですので、引き続き事務局から説明をお願いします。

～⑤ 第5節 地球環境に配慮したまちづくりについて事務局より説明～

ただ今、事務局より説明がありましたが、まず、34ページの②「地球環境に貢献する環境産業の育成を支援」(環境ビジネス勉強会やセミナーの実施)については、現在、環境ビジネス研究会は活動しておらず、また、セミナーも実施していないため「環境ビジネスなどの勉強会やセミナーの実施」を削除し、内容の変更を検討する必要があるとの説明でしたが、変更内容等について何かご意見等はございませんか。よろしいでしょうか。

次に、36ページの「焼却施設における高効率発電の導入の検討」については、焼却工場が来年の3月に竣工予定のため削除し、公共施設に省エネルギー設備や自然エネルギー利用システムの導入を推進する施策として「再生可能エネルギー等設備設置の検討」を盛り込むとの説明でしたが、変更内容等について何かご意見等はございませんか。

特に無いようですので、引き続き事務局から説明をお願いします。

～⑥ 第2節 みんなで取り組むための基本的な施策について事務局より説明～

事務局より説明がありましたが、40ページの②「市の行政事務における自動車利用の抑制及び公用車の削減」については、現状公用車が不足しているため、公用車の低公害化を推進しており、施策と実情が合っていないが、今後、公用車の削減に転じる可能性もあるため、「公用車の削減」という文言を残しておくとの説明でしたが、何かご意見等はございませんか。

(福本委員)

うちエコ診断事業とありますがこれは、新たに診断士を要請されるのでしょうか。

(事務局)

うちエコ診断を実施することで各家庭のライフスタイルに合わせた温室効果ガス削減の提案をしていただけたと思いますので、既存の事業を計画にちゃんと位置づけて推進していく形をとる次第でございます。

(会長)

他に無いようですので、引き続き事務局から説明をお願いします。

～⑦ 第3節 協働で進めるリーディング・プロジェクトについて事務局より説明～

事務局より説明がありましたが、46ページの③「中小企業による環境ビジネスの展開」(環境ビジネスへの参入のための情報提供・支援、(仮称)エコモノづくり基金の検討・創設)について、「環境ビジネス参入のための情報提供・支援」は今後、実施予定が無いこと、「エコモノづくり基金の検討・創設」については、検討・創設が終了しているため、「環境ビジネスへの参入のための支援」を新たに位置づけるとの説明でしたが、変更内容等について何かご意見等はございませんか。

(川口委員)

全体的な話で恐縮なのですが、予算の取り扱いについて、以前までの審議会では予算と執行状況をまとめていただいていたのですが、予算執行状況がどうであったかということと毎年5億2千万少し計上していましたが、それが今回変更になったことでどこにどう配分されるのか、それと各事業にナンバーがふられていると思うのですが、それに担当部署と該当する条例が記載されていたら比較しやすいかなと思います。あと環境経済委員会で処理される話だとは思いますが、議会の担当物品以外はどのような処理で行われているのかというのも私はそこで比較おりましたので、記載していただきたいです。

(事務局)

予算の執行状況ということで、毎年度の年度報告ということでは資料を付けているのですが、今回中間総括ということで資料が膨大な量になることから、割愛させてもらいました。当然本年度の28年度の報告では、予算の執行状況や、どちらの課が所管なのかを明記させていただきます。

(会長)

他に無いようですので、案件(3)「評価方法の見直しについて」事務局から説明をお願いします。

～(3) 評価方法の見直しについて事務局より説明～

ただ今、事務局より説明がありましたが、この件につきまして、何かご意見等ございませ

んか。

特に無いようですので、案件（４）「今後の進行管理の在り方について」と（５）「その他」について、続いて事務局から説明をお願いします。

～（４）今後の進行管理の在り方 （５）その他について事務局より説明～

ただ今、事務局より説明がありましたが、この件につきまして、何かご意見等ございませんか。

他に意見がないようですので、本日の審議はこれで終了といたします。  
それでは、事務局よろしく願いいたします。

## 6 配布資料

### 1 中間総括報告書（案）

（参考資料）

- 1 中間総括報告書（案）の概要
- 2 見直しする施策一覧
- 3 見直しする事業一覧
- 4 東大阪市第2次環境基本計画見直し施策・事業数